

◎新潟県告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可した。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 合併により設立する土地改良区の所在及び名称
上越市大潟区内雁子新田522番地 1
大潟あさひ土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区の所在及び名称
上越市大潟区土底浜1081番地 1
大潟町土地改良区
上越市吉川区梶257番地
旭土地改良区
上越市大潟区内雁子新田524番地
朝日池土地改良区
- 3 認可年月日
平成28年4月1日